

川崎市社会福祉協議会 会長

＜福祉サービス第三者評価機関運営委員会＞

評価機関運営委員会では、川崎市社会福祉協議会の第三者評価事業の企画・運営を行います。

〔評価機関運営委員会の役割〕

- ① 第三者評価機関の事業計画及び事業報告の審議
- ② 評価機関独自の評価項目の設定
- ③ 第三者評価の評価料金の決定
- ④ 評価調査者の養成研修及びフォローアップ研修の内容の検討 等

（評価機関運営委員会委員）

評価機関運営委員会委員は、次の立場の者により構成します。

- ・福祉サービス提供組織・団体関係者
- ・福祉人材養成学校・研究機関関係者
- ・保健福祉分野の有資格者
- ・(福)川崎市社会福祉協議会の代表

＜評価決定委員会＞

〔評価決定委員会の役割〕

受審事業所による自己評価、利用者又は家族アンケートに基づく、評価調査者による訪問調査の結果を踏まえて、事業所の評価決定を行います。

（評価決定委員会委員）

評価決定委員会委員は、評価機関運営委員会委員の中から、第三者的立場の委員を選出して構成します。

＜評価調査者＞

「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」の所定の研修を修了し登録した「評価調査者」で、川崎市の研修（川崎市の評価項目・評価方法の研修）を修了した評価調査者が調査を行います。

〔評価調査者の役割〕

事業所の自己評価結果、利用者又は家族アンケートの結果を基に、川崎市の評価項目に基づき訪問調査を行い、調査結果をまとめます。